毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

この規則は、

平成二十五年

月一日から施行する

(産業創出課)

目 次

○福島県ハイテクプラザ条例 規 施行規 則の一部を改正する規則

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため)保安林の指定をする予定である旨通知があった件 届出があった件

○道路の供用を開始する件

○肥料の検査の結果の概要を公表する件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件)都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 公

島

 \bigcirc 一般競争入札を行う件 福島県教育委員会教育長

)都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件八件

規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の ·成二十四年十二月二十 日 一部を改正する規則をここに公布する。

島県知 事 佐 藤 雄 平

福島県規則第七十九号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県ハイテクプラザ条例施行規則 (平成四年福島県規則第十三 号) の一部を次のよ

(5)を(5)とし、(5)を(5)とし、(5)を(5)とし、(5)を(5)とし、 とし、)し、(62)を(63)とし、(61)を(62)とし、(60)を(61)とし、(59)を別表第二の二の3の表中(67)を(68)とし、(66)を(67)とし、 (49) を(50) とし、 (48)を(49)とし、 (47) を (48) とし、 (49) (51) (59) (64) を (52) とし、 (52) とし、 (52) とし、 (52) とし、 (53) (53) (53) を とし、 (51) とし、 (64)

> (43)を (44) とし、 (42) を (43) とし、 (41) を (42)とし、 (40) の次に次のように加える。

(41)走查型電子顕微鏡 S U 1 5 1 0

> 時間 ŦĹ 八六〇円

告

示

福島県告示第六百四十二号

漁船損害等補償法 を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定により、

平成二十四年十二月二十

島県知

事

佐

藤

雄

平

覧に供する。

쮪

翌 器

1 相馬市尾浜字二合田百八十八番地 発起人の住所及び氏名

물 물 市尾浜字二合田二百七番地

林立佐

健 寬 康

一治徳

谷 藤

市磯部字四方柴七百四十六番地

2 加入区の名称

뜊 뜊

相馬加入区

3 相馬双葉漁業協同組合 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

指定漁船調書の縦覧の期間及び場

1 縦覧の期間

平成二十四年十二月二十一日 から平成二十 ·五年一月四日

まで

2 縦覧の場所

相馬市中村字北町五十五番地 の 一 相馬双葉漁業協同 組 合

水

産

課

福島県告示第六百四十三号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十四年十二月二十一日

保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字植田字南沢一二七

島県

知

事

佐

藤

雄

平

防

指定の目

- 指定施業要件 一砂の崩壊の
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による
- 主伐として伐採をすることができる立木は、

塙町森林整備計画で定める標準伐

たい肥

水野谷鶏卵

自然発酵鶏

2

ò

4.7

3.5

41

290

14

.2

 ∞

20.2

且

糞

の指定名 は販売業者 特殊肥料 輸入業者又

(及び商品名)

TN

ΤP

ΤK

TCa0

C/N

(%) (2%)

瘇 苓

TCu (mg kg)

%

%

%

 $\mathop{\rm kg}^{\rm (mg)}$ TZn

%

 \mathbb{H}

Œ

₩

期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 間及び樹

種

次のとおりとする。

全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

¥

主成分の略号は次のとおりである

 \forall

量、TCaO一石灰全量、C/N一炭素窒素比、

水分一水分含有量

TZn一亜

(農業総合センター)

TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、TCu―銅全量、

たい肥

和洋の堆

町

1.4

2.4

2.1

26

136

1.2

12

40.0

洋福島牧場 株式会社和 たい肥

缯

K 煃

IJ,

=

7,

1.6

0.6

1.1

46

ò

10

55

ベル

福島県告示第六百四十四

建設事務所で平成二十四年十二月二十一日 供用を開始する。その関係図面は、 道路法 ·成二十四年十二月二十 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 日 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津 から二週間 般の縦覧に供する。 次の道

県 知 事 佐 藤 雄 平

般 路 玉 道二 線 一八九号 名 南会津郡南会津町田島字行司六六番地 同 5 供 郡 同 用 開 町 田 島字行司 始 0) 七八 区 番 間 地 先 先 か 平成二 供 用 開始 四 日 年 の期 日

目黒

氏名

住所

南会津

(道路計工 画 課

公 告

公告第三百五十九号

-四年十月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、 平 成二十四年十二月二十 一 日

平成24年10月分

(特殊肥料)

生産業者、

検査の結果

福島県知

事

佐

藤

雄

平

公告第三百六十号

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があっ た。 次

成二十四年十二月二十 日

地改良区の名

退任 南 した役員 郷土地改良区

邉 渡 見 部 星昭 酒井 喜 堅 英芳 也 宏 陽臣 _

> 町片貝字石田四三二番地 町富山字下居平二五七番地 :町和泉田字福田二〇三七番

同

郡郡郡郡郡郡郡

平

成

監 同 同 同 同 同 同 同 同 理 事

目黒

義英

五十嵐 信正 平野 保

和泉田字谷地

二四六六番

地

五十嵐

邉見

肇

五十嵐 文紀 土橋 正幸

> 町大新田字上村二四六番地 町東字居平五六七番地 町木伏字水根沢前四七九番地

町和泉田字福田二〇四三番地二 町和泉田字久保田二四四九 番

地

町木伏字西居平一〇五一番地 町片貝字石田四三五番地 町木伏字清水畑八五番地

島県 知 事 佐 藤 雄 平

	456	;		平	成2	24年	-12	月2	21日	金	定曜	日		1	畐		É	=		鷌	Ļ		幸	7					第	244	7号							
同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役別	任	西	土地			とお	土	公告			同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役別	任
須藤	北島	眞舩	鈴木	圓谷	鈴木	緑川	鈴木	高久	金田	鈴木	鈴木				氏名 した役員 郷村土地改	村土	良区		平成二	土地	地改良	第三百			五十	邉見	五十	土橋	月黒	+	平野	星	酒井	邉見	渡部	目黒	氏名	した役
忠	民治			光			重		裕	壽		辰	正	E		地改			+	改良区	法	六 十 一			嵐	肇	嵐	正	義	嵐	保	昭一	陽	喜		英		員
						_	_	_				_		Ο.		区	121		+ =	の役	和二				安紀												Δ.	
	间												白河	住所					-	員が退	四年				间	间	间	间	间	间	间	间	间	间	间	南会津		
	郡同										郡同		郡西郷						日	任し、	法律第					郡同										郡南会		
村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	村大字	大	村大字	村大字	对村大字												町和	町山				町和					町宮	津		
熊倉	字	大字真船中	于熊倉	子真船字:	于柏野 ^中	大字羽太皇	子羽太	于鶴生中	子鶴生字	小	熊倉	小田	真船							任し	五号)				和泉田白	7.貝字石	木伏字	小伏 字页	和泉田中	和泉田中	居	木伏字	\mathbb{H}	片貝字で	字	泉田		
字四斗	岡六	字堂万	子風吹	芝原	上川	屋	太字新宿	道	子横道	字山	字関根	倉字上.	字堂万							た旨届	第十				子谷地	田四四	水畑	居平	福田	久保	平五六	水根沢	字上村	田四四	下居平	福田		
蒔一二	番地	五 一番	\circ	五	原五七	敷一二	五番	八二番	一六番	下三三	四二番	上野原	五〇番					福島		出があ	八条第				二四六	番	八五番	一 <u>〔</u>		田二四	七番地	前四七	二四六	[三] 一番	五七	$\frac{1}{2}\bigcirc = \frac{1}{2}$		
番地		地	番地	番地	番地	番地	地一	地	地	番地	地	0	地					県知事		った。	十六項				六番地	地	地一	番	三番地	四九番		番	番地一	地	地	七番地		
												六番地一						佐			の規定				_				Ξ	地一		_				_		
																		藤雄			たにより		'	(農村計														
																		平			次			画課)														
_		送	5	-1217	公			≅m		=		_			おり	5	-1217	公#			同	同			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		役回		同
	平成	を受	いわき都立	市計	告第三			課	島	覧	括	覧		平成二	り縦覧	いわき都	都市計	告第三				會	事須	眞	鈴	柳	鈴	緑	鈴	高	金	鈴	鈴	圓	佐	別氏	した	長
	+	けたの	巾	曲法(百六十	1			県土木	場所	`	に供す		+	に供す	都市計	画法(百六十	ı		野崎			船義												名	役員	出広
	年十一	で、	画	昭和	Ξ				部都市		画図			年十	る。	画	昭和四	=			孝一	_		夫					雄		_			良				美
	月二十	0)	[地の津	+					総室都		び計画			二月二十		の施	+				同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		住所		同
		り縦覧	波	浃					市計画		書の写			日日		0	-法律第百							郡同							郡同			郡同	郡西郷			郡同
		に供	拠点	第百号)					課及		し					係	第百号)				村大	村大	大	大	村大	村大字	村大	村大	村大宮	村大字	村大字	村大宮	大	村大	村大			村大字小
		する。	街地	法第					び福島							係	法第				\mathbb{H}	字	熊倉	真船	熊倉	小田	柏野	羽	羽太	鶴生	鶴生	字小田	倉	真船	真船			\mathbb{H}
			形成施	+					県いわ							書	二十条				倉字稗	米村一	四	梁	風	倉字上	上	字狸屋	字新宿	字上道	字横道	倉字山	字関根	字芝原	堂			倉字稗返三七
福皂			設の決	第一					き建設				福皂			写しの	第一				返二	○ 一番		一番	一六	上野原	原五	敷一		八二番	一六番	下三六	四二番	— 五	五〇番			返三上
島県知			定に	の規					事務				島県知力			送付	項の規				番地	地	番地	_	番	原三九三	毌	_	世地一	世地	世地	ハ番地	世地	三番地				一番地
事佐			係る関	に					所企画				事佐			を受け	定によ									三番地		地										
藤			係図書	り、			都市		管理部				藤			たので	り、い			(農村						_												
雄平			の写				計画		品企画調				雄平			次	わ			計画課																		
т —			の				課)		査				Τ,			と	か																					

事

佐

藤

雄

平

(都市計画課)

(都市計画課)

島県知 事

佐

藤

雄

平

(都市計画課)

佐

藤

雄

平

第2447号

課

総括図、

計画図及び計画書の写し

縦覧に供する図書

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

公告第三百七十号

写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する 項の規定により、新地町から相馬都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 平成二十四年十二月二十一日

福島県知事

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

佐 藤 雄

平

公告第三百七十一号

を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、新地町から相馬都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

平成二十四年十二月二十 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

縦覧に供する図

総括図、

計画図及び計画書の写し

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福 島 教 育委員会教 育長

公告第

1項の規定により公告する 島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第 炭灰処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物 品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立勿来工業高校仮置き石

458

平成24年12月21日

福島県教育委員会教育長 沕 西

圕

入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立勿来工業高校仮置き石炭灰処分業
- 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書に

(都市計画課)

2

- 履行期間 契約締結の日から平成26年2月7日まで
- 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2

- 確認を受けた者であること。 る条件を全て満たしている者であって、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の を共同連帯して請け負う場合における各者の総称をいう。以下同じ。)又は(2)に掲げ (1)に掲げる条件を全て満たしている共同企業体 (2以上の者が当該入札に係る業務
- 共同企業体の資格要件
- 掲げる条件のいずれかを満たす者であること 構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たす者であり、かつ、(エ)又は(オ)に
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当し ない者であること
- (4) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は 指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをし ことに支障がないと認められる者であること。 号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされ ている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加する ている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225
- を受けている者であること。 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第 14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場を有する者であること
- 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していな
- 結成方法は、自主結成であること。
- 共同企業体でない者の資格要件

2

- 掲げる条件のいずれかを満たす者であること (1)のアの(7)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たす者であり、かつ、(エ)又は(オ)に
- 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこ
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

体に関する書類 (共同企業体に限る。) 及び2の(1)のアの (エ) 又は (オ) に掲げる事項につ 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、共同企業 6

所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること いて証明する書類を添付して、平成25年1月11日(金)午後5時までに次に掲げる場 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課施設財産室

入札書の提出場所等

- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- 3 : 9 階教育委員室(福島県福島市杉妻町 2 番16号) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月21日(月)午前10時 福島県庁西庁
- 1月18日 (金) 午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、 平成25年

人札保証金及び契約保証金

IJ

該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに 人札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 入札の無効 ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

、入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

福

~1

みの句

(2) 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

を行った者を落札者とする。 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

契約書作成の要否

その何 詳細は、入札説明書によ

Summary

of flyash 1set. Nature and quantity of the services to be required: Commissioned disposal

Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 21 January 2013

(2) 3 Time-limit of tender(by mail):5:00 p.m., 18 January 2013

Contact point for the notice: Facilities & Properties Unit, Finance Division,

Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8231 Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho,

(財務課施設財産室)